宇治田原町入札等委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 町が発注する建設工事、業務委託及び備品購入の請負契約の履行並びに入札・契約事務 等適正な執行を確保するとともに、請負業者等の厳正かつ公平な指名選考を行うため、宇治田 原町入札等委員会(以下「入札等委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 入札等委員会は、次に掲げる事項について所掌するものとする。なお、必要に応じて宇 治田原町入札監視等委員会(以下「監視等委員会」という。)の意見を聞くものとする。
 - (1) 入札・契約事務等に係るコンプライアンスに関する事項
 - (2) 入札・契約事務等の改善に関する事項
 - (3) 競争入札制度の改善及び研究に関する事項
 - (4) 入札参加者の指名又は選定に関する事項
 - (5) 入札参加者指名停止等に関する事項
 - (6) 入札談合情報の対応に関する事項
 - (7) 建設工事等の苦情処理に関する事項
 - (8) 監視等委員会の庶務に関する事項
 - (9) その他委員長が特に必要と認める事項

(組織)

- 第3条 入札等委員会は、次の各号に定める者をもって組織する。
 - (1) 副町長
 - (2) 都市整備政策監
 - (3)総務担当理事
 - (4) 健康福祉担当理事
 - (5) 建設事業担当理事
 - (6) 教育次長
 - (7) 企画財政課長

(委員長)

- 第4条 入札等委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 委員長は、入札等委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、都市整備政策監がその職務を代行する。 (会議)
- 第5条 委員長は、第2条に定める案件があるときは、委員会を招集する。
- 2 入札等委員会は、委員4名以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員長は、委員に回議して会議の開催に代えることができる。 (秘密の保持)
- 第6条 入札等委員会の議事は公表しない。
- 2 委員は、会議において知り得たことを他に漏らしてはならない。 (事務局)
- 第7条 入札等委員会に関する庶務は、企画財政課において処理する。 (委任)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に町長が定める。

附則

この要綱は、令和3年10月15日から施行する。